

平成22年3月10日改定箇所について

p. 3

(技術評価の中止) 第11条 を改定。

以上

住宅等防災技術評価制度要綱

建防災第04 - 04号

財団法人日本建築防災協会

平成16年10月1日制定

平成22年3月10日改定

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人日本建築防災協会(以下「防災協会」という)が、住宅等防災技術評価業務(以下「技術評価」という)の実施について、必要な事項を定めることにより、戸建住宅等の耐震等防災技術の研究開発の促進およびその技術の住宅への適正かつ迅速な普及を図り、もって住宅性能の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「住宅」 人の居住の用に供する家屋または家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共有に供する部分を含む。)
- 二 「耐震等防災技術」 主として既存戸建住宅等の耐震等防災性能の低下の防止、回復又は向上を目的とする技術をいう。

(技術評価委員会の設置)

第3条 技術評価に当たっては、住宅等防災技術評価委員会(以下「技術評価委員会」という)を設置するものとし、委員は対象技術に関し学識経験を有する者のうちから選任するものとする。

また、技術評価委員会の設置は、理事長が別に定める住宅等防災技術評価委員会設置規程による。

(技術評価の対象)

第4条 技術評価の対象は、新たに開発された主として既存戸建住宅等の耐震等防災技術に係る次のいずれかに該当するものとする。

- 一 調査、検査に関する技術
- 二 設計に関する技術
- 三 施工に関する技術
- 四 維持管理に関する技術
- 五 その他技術評価の目的に鑑みて適当な技術

(技術評価の申込み)

第5条 技術評価の依頼を申込み者（以下「依頼者」という）は、技術評価依頼書（別紙様式1）に、別に定める技術評価資料作成要領に基づいて作成した資料を添えて申込みものとする。

(受付け審査)

第6条 技術評価委員会は、技術評価依頼のあった技術について別に定める受付け審査基準により技術評価対象としての適否を審査するものとする。

(依頼者との協議)

第7条 前条の受付け審査の結果、技術評価対象の技術として適当と認めた場合防災協会は、次の各号について依頼者と協議を行う。

- 一 技術評価の範囲
- 二 評価の期間
- 三 その他技術評価の実施に関し必要な事項

(技術評価の承諾)

第8条 前条による依頼者との協議がととのったとき防災協会は、技術評価依頼承諾書（別紙様式3）を作成し依頼者に送付するものとする。

(技術評価の方法)

第9条 技術評価委員会は、技術評価対象の事項について技術評価依頼内容の性能が満たされていることを評価するものとする。

- 2 技術評価委員会は、依頼者に対し必要に応じ技術評価委員会に出席させ、資料の説明を求めることができる。
- 3 評価期間は原則として6ヵ月以内とする。
- 4 技術評価委員会は技術評価承認後、技術評価報告書（別紙様式5）をもって、防災協会に報告する。
- 5 技術評価業務の運営に関する必要な事項について、住宅等防災技術評価規程を委員長が別に定める。

(資料の追加)

第10条 技術評価委員会は、依頼者に対し評価の過程において新たに必要となった資料の提出を求めることができ、また必要に応じて性能確認試験等を追加実施させることができる。

- 2 前項に関し必要がある場合技術評価委員会は、公的な試験機関又は試験場を指定し、資料を作成させることができる。

(技術評価の中止)

第11条 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合防災協会は、技術評価委員会の審査結果に基づき、その時点で技術評価を中止することができる。

- 一 申込み技術が開発の趣旨、目標に達していないと認められた場合
- 二 審議の過程において、信義に反する行為があった場合
- 三 補強に際し、経済的に著しく不合理であると判断された場合
- 四 中止することが妥当であると判断された場合

(技術評価書の交付)

第12条 技術評価委員会における評価が終了したとき防災協会は、技術評価書（別紙様式4）を作成し、これを依頼者に交付するものとする。

(技術評価書の有効期間)

第13条 技術評価書の有効期間は5年間とする。

(技術評価書の内容変更と追加)

第14条 技術評価書の交付を受けた者が、当該技術評価に係る技術の内容を変更しようとする場合（別に定める軽微な変更内容を除く）または技術の内容を追加しようとする場合は、第5条から第13条までの規定を準用する。

(技術評価書の更新)

第15条 技術評価書の有効期間終了後、技術評価書の更新を希望するものは、技術評価更新依頼書（別紙様式6-1）に、変更・追加・更新要領に基づいて作成した資料を添えて申し込むものとする。

- 2 技術評価委員会は、依頼者が提出した資料に基づき更新の是非について審査を行う場合、第5条から第13条までの規定を準用する。ただし、第9条の3項は次項による。
- 3 評価期間は原則として3ヶ月以内とする。
- 4 防災協会は、技術評価書の更新が認められた技術について有効期間を5年とする技術評価書（別紙様式4）を作成し依頼者に交付する。

(技術評価書の取消し)

第16条 依頼者が次の各号のいずれかに該当する場合防災協会は、技術評価委員会の審査結果に基づき技術評価書の一部又は全部を取消することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により技術評価書の交付を受けたことが判明したとき。
- 二 技術評価書の内容と異なる技術を、技術評価が承認されたものとして使用したことが判明したとき。
- 三 評価した技術が適切に適用されていないことが判明し、その改善がなされないと

き。

四 依頼者が技術評価書の取消しを申し出たとき。

2 前項に基づき取消しを行った場合防災協会は、直ちに必要な処置を講ずるものとする。

(技術評価に伴う所要経費)

第17条 技術評価に伴う所要経費（第15条に規程する更新の場合を含む）は、申込料と技術評価費用とし、理事長が別に定める住宅等防災技術評価所要経費規定による。なお、性能確認試験等の費用および説明資料作成費用は、全て依頼者が負担するものとする。

2 防災協会は、所要経費に大幅な変更が予想される場合、その時点で依頼者と協議するものとする。

3 第11条の規程に基づく技術評価の中止、取り下げにおける所要経費の扱いは住宅等防災技術評価所要経費規定による。

(費用の納入)

第18条 依頼者は、第17条の規程に基づく所要経費を、技術評価依頼承諾書（別紙様式3）の受領後20日以内に防災協会に納入するものとする。

(技術評価の登録及び広報)

第19条 技術評価等の結果は、防災協会に登録するとともに防災協会の刊行物等に掲載するものとする。

(技術評価業務事務規定)

第20条 技術評価業務の事務に関する必要な事項について、住宅等防災技術評価業務事務規定を理事長が別に定める。

(附則) この要綱は平成22年3月10日より施行する。